

清許可処第6号

一般廃棄物処分業許可証

住所 尾道市高須町4810番地5

氏名 有限会社モトヒロ
代表取締役 元廣千里

尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条の許可を受けた者であることを証する。

令和7年4月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類

廃プラスチック類(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)・木くず
(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)・コンクリートの破片その他これに類する不要物(他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。)に限る。

【以下余白】

2 処分(最終処分を除く。)・最終処分の区別 処分

3 処分方法 破砕処理

4 許可の有効期間 令和7年4月1日から
令和9年3月31日まで

この決定に不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により尾道市長に対して異議申し立てをすることができます。

5 許可の条件

関係法令を遵守すること。
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果を年1回報告すること。
種類別に月別の処理量を定期的に報告すること。
【以下余白】

変 更 事 項			
変更年月日及び文書番号	件名	変更内容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			